

資金決済法に基づく情報提供

1. 商号

株式会社まちペイ

2. 前払式支払手段の支払可能金額等

チャージ上限金額は、100,000円です。

(当社所定の手続を経た場合は、200,000円です。)

3. 有効期限

最終利用日（チャージ又は利用）から3年間です。

4. 苦情相談窓口

愛媛県松山市三番町3-9-3 K-13ビル3階

0570-055-081

5. 使用することができる施設又は場所の範囲

 のマークのあるまちペイ加盟店

6. 利用上の必要な注意

有効期限を途過したマチカマネーは、残高の有無に関わらず無効となり、払戻し、交換、換金又は返金をすることができません。

詳しくは、マチカマネー利用約款をご確認ください。

7. 未使用残高の確認方法

残高は、レシート、まちペイ加盟店、当社所定の店舗、チャージ機及びスマートフォンアプリにてご確認ください。

8. 約款について

マチカマネー利用約款は、スマートフォンアプリ及びホームページでご確認いただけます。

9. 利用者資金の保全方法

資金決済に関する法律第14条第1項の規定に基づき、毎年3月31日及び9月30日におけるマチカマネーの未使用残高が1,000万円を超えるときは、その半額以上の額を発行保証金として法務局に供託等することが義務付けられています。

また、マチカマネーの保有者は、当社に万が一のことが生じた場合等は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、他の債権者に先立ちこの発行保証金から弁済を受けることができます。

当社の利用者資金の保全方法は、発行保証金の供託です。

10. 無権限取引への対応方針

当社の故意又は重過失による場合を除き、利用停止措置（マチカ共通約款第7条及びクレジットチャージに関する特約第12条）前に不正利用、不正チャージ等され、利用者その他の第三者に対して損害等が生じたときでも、マチカマネーの残高補償等を含めその責めを負わないものとします。

マチカカードやマチカアプリを入れたスマートフォンの紛失、盗難等並びにマチカアプリのID及びパスワードの漏えいにより不正利用が生じる場合があるので、それぞれの管理には十分ご注意ください。

詳しくは、マチカ共通約款第7条及び第13条並びにクレジットチャージに関する特約第12条をご確認ください。

なお、クレジットチャージにおける不正利用、不正チャージ等の補償は、クレジットカード会社にお問い合わせください。

また、当社は、不正取引が発生した場合について、被害額や件数等の事情を勘案し、社会的な影響が大きく、被害の拡大防止及び類似事案の発生回避のために必要と認めるときは、速やかに必要な情報を公開します。